

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26総務委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成21年8月11日付けの職員の給与の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、自宅に係る住居手当の廃止並びに超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、医療職俸給表(一)を除く全俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を引き下げる。
- 二、期末手当及び勤勉手当の改定
 - 1 12月期の期末手当を0.1月分引き下げ、1.5月分とする。特定管理職員及び指定職職員についても所要の改定を行う。
 - 2 勤勉手当を0.05月分引き下げ、0.7月分とする(特定管理職員及び指定職職員を除く)。
- 三、平成22年4月1日以後の期末手当及び勤勉手当の改定
 - 1 6月期の期末手当を0.15月分引き下げ、1.25月分とする。特定管理職員及び指定職職員についても所要の改定を行う。
 - 2 特定管理職員及び指定職職員の12月期の期末手当について所要の改定を行う。
 - 3 特定管理職員及び指定職職員の勤勉手当について所要の改定を行う。
- 四、自宅に係る住居手当を廃止する。
- 五、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を引き下げる。
- 六、超過勤務手当の支給割合の改定等
 - 1 月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げる。
 - 2 月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて超勤代休時間を指定することができる制度を新設する。
- 七、平成17年の一般職給与法等改正による俸給月額引下げに係る経過措置における算定基礎額の引下げ等の措置を講じる。
- 八、地方公務員について、国家公務員の超過勤務手当の支給割合の改定等との均衡を考慮し、超過勤務手当の支給に代わる代替休暇の取得を可能とする措置を講じる。
- 九、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、三、六及び八については、平成22年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26総務委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与の引下げに準じて引き下げる。
- 二、常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、内閣総理大臣等の6月期の期末手当の額の改定については、平成22年4

月1日から施行する。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26総務委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成21年8月11日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業を取得できるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律により育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求をすることができるものとする。
- 二、子の出生の日から一定の期間内に最初の育児休業をした職員について、当該子について再度の育児休業をすることができるものとする。
- 三、防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行う。
- 四、この法律は、一部を除き、平成22年6月30日までの間において政令で定める日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26法務委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 報酬月額の改定
一般の政府職員の給与改定(民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ)に伴い、裁判官の報酬月額を引き下げる。
- 二 施行期日
公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26法務委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 俸給月額の改定
一般の政府職員の給与改定(民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ)に伴い、検察官の俸給月額を引き下げる。
- 二 施行期日
公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26法務委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、配偶者が育児休業をしている裁判官についても、育児休業をすることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 配偶者が育児休業をしている裁判官等について、育児休業をすることができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした裁判官について、再度の育児休業をすることができるものとする。
- 二 平成22年6月30日までの間において政令で定める日から施行する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(閣法第7号)

(衆議院 21. 11. 26可決 参議院 11. 26厚生労働委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図るため、新型インフルエンザ予防接種による健康被害を救済するための給付を行うとともに、特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

- 1 この法律において「新型インフルエンザ」とは、インフルエンザであって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める新型インフルエンザに該当するものとして同法の規定により厚生労働大臣が平成21年4月28日にその発生に係る情報を公表したものをいう。
- 2 この法律において「特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者」とは、薬事法に定める医薬品の製造販売業の許可を受けた者であって、新型インフルエンザワクチンの製造販売について、同法の規定により医薬品の製造販売の特例承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）をいう。

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置

- 1 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、2及び3に定めるところにより、給付を行う。
- 2 1の給付は、(一)から(五)までに掲げるとおりとし、それぞれに定める者に対して行う。
 - (一) 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
 - (二) 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
 - (三) 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
 - (四) 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
 - (五) 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者
- 3 2に定めるもののほか、1による給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。また、2及び3で定める政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付に係る政令の規定を参酌して定めるものとする。
- 4 損害賠償との調整、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止及び保健福祉事業の推進について所要の規定を設ける。

三 特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約

政府は、厚生労働大臣が新型インフルエンザワクチンの購入契約を締結する特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザワクチンの国内における使用による健康被害に係る損害を賠償することその他当該購入契約に係る新型インフルエンザワクチンに関して行われる請求に応ずることにより当該相手方及びその関係者に生ずる損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 二は、この法律の施行の前日に厚生労働大臣が行った新型インフルエンザ予防接種を受けた

者についても適用する。

- 3 政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案(閣法第8号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人地域医療機能推進機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26外交防衛委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。
- 二、常勤の防衛大臣補佐官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の165（現行それぞれ100分の175、100分の180）に引き下げる。
- 三、常勤の防衛大臣補佐官及び学生に支給される六月期の期末手当の支給割合を100分の145（現行100分の160）に引き下げる。
- 四、陸上自衛隊の学校の生徒に支給される6月期の期末手当の支給割合を100分の145（現行100分の160）に、12月期の期末手当の支給割合を100分の165（現行100分の180）に、それぞれ引き下げる。
- 五、本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、四については公布の日から、三については平成22年4月1日から施行する。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 21.12.1可決 参議院 12.1総務委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成21年10月20日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止、いわゆるかんぽの宿等（旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設）の譲渡又は廃止の停止等について定めるものとする。

二、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等

- 1 政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 2 日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、1の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 3 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、1の別に法律で定める日までの間、いわゆるかんぽの宿等の譲渡又は廃止をしてはならないものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院 21. 11. 20可決 参議院 11. 20財政金融委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定め、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 金融機関の対応

- 1 金融機関は、中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に行うよう努める。
- 2 金融機関は、中小企業者又は住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業の改善若しくは再生の可能性等又は当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努める。この場合において、金融機関は、他の金融機関等との緊密な連携を図るよう努める。

二 金融機関による方針の策定等

- 1 金融機関に、債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応を円滑にすることができるよう、対応措置に関して、実施方針の策定、状況を適切に把握するための体制整備等の必要な措置を義務付ける。
- 2 金融機関に、対応措置の状況及び体制整備等の措置の概要等を開示すること並びに対応措置等の詳細に関する事項の行政庁への報告を義務付け、内閣総理大臣は、金融機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。
- 3 行政庁は、検査及び監督の実施に当たり、この法律の趣旨を十分に尊重する。

三 政府の責務

政府は、中小企業者に対する信用保証制度の充実に係る財政上の措置を講ずるほか、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の適切な運用等に努める。

四 罰則

金融機関が虚偽の開示、報告等を行ったときの罰則規定を設ける。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、金融機関の体制整備及びそれに係る開示、報告等に関する規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた債務の弁済に係る負担の軽減の申込み等に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

【附帯決議】(21. 11. 27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法は、中小企業金融の円滑化等が喫緊の課題となっている中での臨時の措置であることから、

その影響を十分に検証し、金融システムや金融機関経営の健全性に支障のないよう運用に留意するとともに、本法の適用対象とならない中小企業者向け融資又は住宅ローン等の貸付けを行う事業者に対しても、本法の趣旨を十分に尊重し、条件変更等に柔軟な対応を行うよう要請すること。

- 一 本法に基づく条件変更等に伴い、中小企業者に対する新規融資等に支障を生じることのないよう、金融検査及び監督を通じて適切に対応すること。
- 一 我が国の経済金融情勢及び雇用情勢が一層厳しさを増す中で、中小企業者の資金繰り対策が重要であることにかんがみ、政策金融及び信用保証制度の充実等、中小企業金融対策に万全を期すること。
右決議する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(閣法第12号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第1718号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第1874号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めようとするものである。

本院議員提出法律案

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとするとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員及び地方公務員が国及び地方公共団体の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を一年間延長しようとするものである。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案(参第4号)

(参議院 21. 11. 27厚生労働委員長提出 11. 30本会議可決 衆議院 12. 1可決)

【要旨】

本法律案は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成21年8月6日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「原爆症認定集団訴訟」とは、原爆症の認定の申請却下の処分の取消しの訴えであって、平成15年4月17日から同日後原爆症の認定に関する新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたもの（同日までに取り下げられたものを除く。）をいう。

二 補助

政府は、予算の範囲内において、一般社団法人又は一般財団法人であって、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援事業を行うもの（以下「支援事業実施法人」という。）に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができる。

三 基金の設置等

二により補助金の交付を受ける支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、補助を受けた金額をもって当該基金に充てるものとする。この場合において、支援事業実施法人

は、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額を基金に加えることができる。

四 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行する。

五 検討

政府は、原爆症の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

肝炎対策基本法案(衆第7号)

(衆議院 21.11.26可決 参議院 11.26厚生労働委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在すること、肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、より重篤な疾病に進行する可能性があること等肝炎が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総則

1 基本理念

肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (一) 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- (二) 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎検査を受けることができるようにすること。
- (三) 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎医療を受けることができるようにすること。
- (四) (一)から(三)までに係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

2 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務

- (一) 国は、1の基本理念にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (二) 地方公共団体は、1の基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (三) 医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。
- (四) 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けるよう努めなければならない。
- (五) 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

3 法制上の措置等

政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

二 肝炎対策基本指針

- 1 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

三 基本的施策

国及び地方公共団体は、肝炎の予防の推進、肝炎検査の質の向上、医療従事者の育成、医療機関の整備、肝炎患者の療養に係る経済的支援、肝炎医療を受ける機会の確保、肝炎医療に関する

情報の収集提供体制の整備、研究の推進等のために必要な施策を講ずるものとする。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行する。

2 肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等

(一) 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(二) 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 21. 11. 26可決 参議院 11. 26議院運営委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国務大臣及び大臣政務官に準じて改定すること。

二、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

三、平成21年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 21. 11. 26可決 参議院 11. 26議院運営委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。

二、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。

三、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第110号）附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。

四、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

五、平成21年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 21. 11. 26可決 参議院 11. 26議院運営委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じ、配偶者が育児休業をしている国会職員について育児休業等を行うことができるようにするとともに、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした国会職員について再度の育児休業を行うことができるものとする。

二、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

条 約

万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 21.11.26承認 参議院 11.26外交防衛委員会付託 11.30本会議承認)

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。2008年（平成20年）7月から8月までスイスのジュネーブで開催された第24回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」（以下「憲章の追加議定書」という。）、「万国郵便連合一般規則の第一追加議定書」（以下「一般規則の追加議定書」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が採択された（同時に「郵便送金業務に関する約定」が採択された。）。

一、憲章の追加議定書

この憲章の追加議定書は、前文、本文10箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 連合の文書において使用される用語に関し「指定された事業体」等の定義を追加する。
- 2 万国郵便連合憲章における「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換える。

二、一般規則の追加議定書

この一般規則の追加議定書は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 連合の最高意思決定機関である大会議の職務を追加する。
- 2 万国郵便連合一般規則における「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換える。
- 3 翻訳費用の滞納について、分担金の滞納に関する規定を一部準用することとする。
- 4 加盟国の一時的な連合の経費分担等級の引上げを可能とする規定を追加する。

三、条約

この条約は、条約（前文、本文37箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文15箇条及び末文から成る。）から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 条約における「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換える。
- 2 加盟国は、郵便業務のすべての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な問題に関する周知を図ることとする。
- 3 引き受けられない郵便物及び禁制の物品として、偽造又は海賊版の物品を追加する。
- 4 到着料に関する規定の適用のため、すべての国及び地域の分類を見直すとともに、現行の適用料率の引上げを行う。
- 5 業務の質の改善をするための基金への拠出を増やすため、開発途上国に対する到着料率に一定の比率分が増額される旨規定する。

なお、憲章の追加議定書、一般規則の追加議定書及び条約は、いずれも2010年（平成22年）1月1日に効力を生じ、両追加議定書は無期限に、条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 21. 11. 26承認 参議院 11. 26外交防衛委員会付託 11. 30本会議承認)

【要旨】

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、2008年(平成20年)7月から8月までスイスのジュネーブで開催された万国郵便連合の第24回大会議において採択された。この約定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 一、この約定が対象とする郵便送金業務の範囲及びこの約定に用いる用語を定義する。
- 二、締約国政府及び送金業務実施主体(指定された事業体)の役割分担を明確化する。
- 三、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、指定された事業体は、自国の当局に疑わしい取引の報告を行う。
- 四、郵便送金業務を実施する指定された事業体間のデータ交換は特定の技術に依存することなく行われ、及び指定された事業体は万国郵便連合の電子データ交換システム又はこの約定に従って相互運用性があるシステムを使用する。
- 五、この約定は、2010年(平成22年)1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 21. 11. 26承認 参議院 11. 26外交防衛委員会付託 11. 30本会議承認)

【要旨】

1990年(平成2年)にその活動を終了することについて関係国間で一致した南東大西洋漁業国際委員会に代わる新たな漁業管理機関の設立が1995年(平成7年)にナミビアから提案されたことを受け、1997年(平成9年)12月から我が国を始めとする遠洋漁業国及び南東大西洋の沿岸漁業国が参加して条約作成に向けた準備会合が開催され、2001年(平成13年)4月20日にナミビアのウィントフックにおいて、この条約が採択された。

この条約は、南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めるものであり、前文、本文35箇条及び末文並びに1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、入手することのできる最良の科学的証拠に基づき、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること等を行う。
- 二、締約国は、南東大西洋漁業機関(以下「機関」という。)を設立し、及び機関を維持することに合意する。機関は南東大西洋漁業委員会(以下「委員会」という。)、遵守委員会、科学委員会その他の委員会の補助機関及び事務局から成る。
- 三、委員会は、保存管理措置を作成し、及び採択すること、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること等の任務を遂行する。
- 四、各締約国による分担金は、均等な基本額及びこの条約の対象となる種の条約水域における総採捕量に基づく額の組合せに従うものとする。
- 五、各締約国は、この条約並びに委員会が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施する。
- 六、各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びにこれらの措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- 七、各締約国は、漁船が自国の港等に任意にとどまる場合には、委員会が合意する措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び採捕物を検査する。

- 八、締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船等に関する旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度を委員会を通じて確立する。
- 九、この条約の解釈又は実施に関して2以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。
- 十、この条約は、2003年（平成15年）4月13日に発効した。この条約は、その効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に対して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出につき経済産業大臣の承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったため、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

決算その他

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 21. 11. 30決算委員会付託 継続審査)

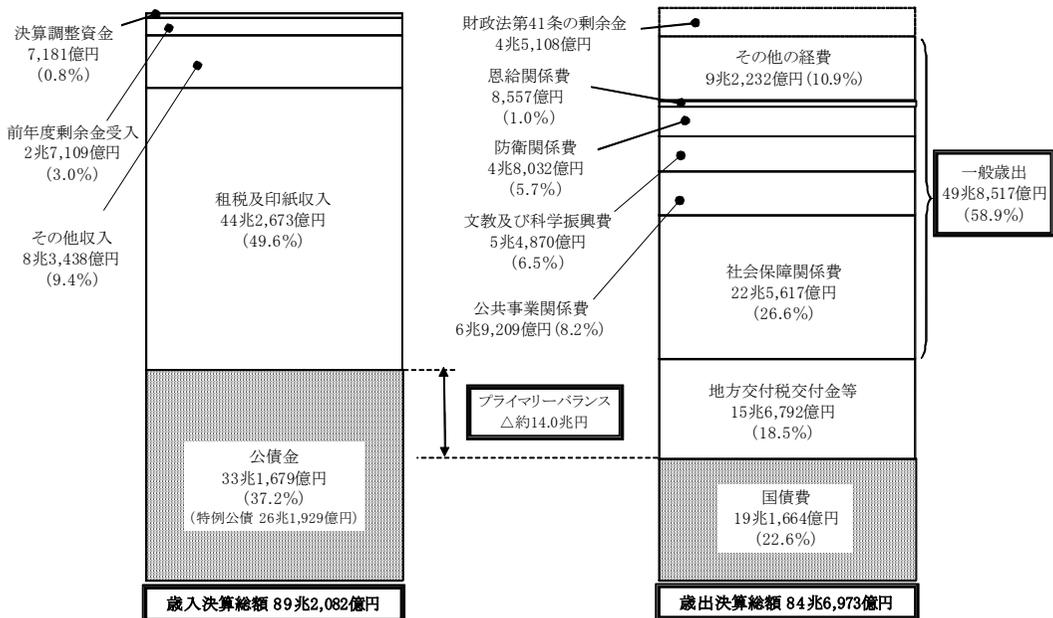
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剰余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は45兆534億円であるため、差引き6,573億円の剰余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 21. 11. 30決算委員会付託 継続審査)

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7,986億円、20年度末現在額は102兆3,690億円である。

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 21. 11. 30決算委員会付託 継続審査)

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。